

恵庭市告示第24号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第4号)第12条の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年3月11日

恵庭市長 原 田



令和7年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、「令和7年度恵庭市一般廃棄物処理実施計画」を定めた。

目次

第1 一般廃棄物処理の基本的事項.....	1
1. 処理区域.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 処理計画量.....	1
(1) 市が処理する一般廃棄物（ごみ）.....	1
(2) 市が処理する一般廃棄物（し尿）.....	1
(3) 一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物.....	1
(4) 関係を有する他の市町村への搬出.....	1
第2 ごみ処理実施計画.....	2
1. 市が処理する一般廃棄物.....	2
(1) 処理体制及び処理方法.....	2
(2) 排出方法・収集回数・処理手数料・収集方法.....	4
(3) ごみ排出に伴う協力義務等.....	6
(4) 処理施設の概要.....	9
(5) 一般廃棄物収集運搬業許可業者.....	10
(6) 浄化槽清掃業許可業者.....	10
2. 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物.....	11
(1) 処理主体及び処理方法.....	11
(2) 処理施設の概要.....	11
3. 関係を有する市町村への搬出.....	11
(1) 処理方法.....	11
(2) 処理施設の概要.....	11
第3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策（令和7年度の取組）.....	12
1. ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進.....	12
2. 効率的な収集運搬と適切な施設運営.....	13
3. 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組.....	13
4. 食品ロス削減に関する取組.....	14

令和7年3月

恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域

恵庭市全域

2. 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 処理計画量

(1) 市が処理する一般廃棄物（ごみ）

家庭ごみ	事業ごみ	計
13,547 t	6,375 t	19,922 t

(2) 市が処理する一般廃棄物（し尿）

し尿	浄化槽汚泥	計
2,770 k l	1,622 k l	4,392 k l

(3) 一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物

がれき類	木くず	刈草	計
100 t	300 t	300 t	700 t

(4) 関係を有する他の市町村への搬出

市町村名	廃棄物の種類	重量
千歳市	すきとり物	3,000 t
千歳市	自然木	10 t
千歳市	動物の死骸	6 t
石狩市	食品残渣	60 t
石狩市	動植物性残渣	5 t
江別市	動物の死骸	11 t

第2 ごみ処理実施計画

1. 市が処理する一般廃棄物

(1) 処理体制及び処理方法

ア. 家庭ごみ

次の区分により減量化・資源化を図るものとし、排出にあたっては分別を遵守し、処理の適正化を推進する。

種類	収集・運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
燃やせるごみ	市 (委託)	市 (委託)	焼却	市(委託)	埋立
燃やせないごみ	市 (委託)	—	—	市(委託)	埋立
キケンごみ	市 (委託)	市 (委託)	選別	市 (委託)	埋立
粗大ごみ	市 (委託)	市 (委託)	破碎・磁選 焼却	市 (委託)	埋立
生ごみ	市 (委託)	市 (委託)	破碎選別 再資源化	市 (委託)	下水処理
プラスチック容器包装	市 (委託)	市 (委託)	選別圧縮梱包 再資源化	—	—
ペットボトル・缶・びん	市 (委託)	市 (委託)	選別圧縮梱包 再資源化	—	—
紙パック	市 (委託)	市 (委託)	選別コンテ積替 再資源化	—	—
ダンボール	市 (委託)	市 (委託)	選別コンテ積替 再資源化	—	—
新聞ちらし・雑誌・本	市 (委託)	市 (委託)	選別コンテ積替 再資源化	—	—
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	市 (委託)	市 (委託)	選別コンテ積替 焼却	—	—
電池	市 (委託)	市 (委託)	選別コンテ積替 再資源化	—	—
古着・古布	市 (拠点回収)	市 (委託)	専用回収ボックス 再資源化	—	—
使用済小型家電	市 (拠点回収)	認定 事業者	専用回収ボックス 再資源化	—	—
廃食油	市 (拠点回収)	協定締結 事業者	専用回収ボックス 再資源化	—	—
し尿	市 (委託)	市 (委託)	一次処理夾雑物 除去・再資源化	市 (委託)	下水処理
浄化槽汚泥	許可業者	市 (委託)	一次処理夾雑物 除去・再資源化	市 (委託)	下水処理

※電池には、電子タバコ、電気シェーバー、スマートフォン、電動歯ブラシを含む。ただし、電池が取り外しできないものに限る。

イ. 事業系ごみ

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは自ら搬入するか、収集運搬業許可業者へ委託し搬入する。

また、排出者及び許可業者は、排出者の事業所又は排出事業場から排出される事業系一般廃棄物の処理に関し、恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱（令和2年4月1日実施）に基づき、市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」を締結しなければならない。

種類	収集・運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
燃やせるごみ	排出者 許可業者	市（委託）	焼却	市 （委託）	埋立
燃やせないごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破碎・磁選	市 （委託）	埋立
生ごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破碎選別 再資源化	市 （委託）	下水処理
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市（委託） 資源化業者	選別圧縮梱包 再資源化	—	—
し尿	市（委託）	市（委託）	一次処理夾雑物 除去・再資源化	市 （委託）	下水処理
浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	一次処理夾雑物 除去・再資源化	市 （委託）	下水処理

(2) 排出方法・収集回数・処理手数料・収集方法

ア. 家庭ごみ

種類		排出方法	収集回数	処理手数料	収集方法
燃やせるごみ		有料指定ごみ袋 (燃やせるごみ用)	週2回 (農村地区 週1回)	1ℓにつき 3円	戸別 収集 及び ステーション 方式
	せん定枝	ごみ処理券		1~10束に つき 100円	
燃やせないごみ		有料指定ごみ袋 (燃やせないごみ用)	月1回	1ℓにつき 4円	
	キケンごみ	(キケンごみはキケン表示)			
粗大ごみ		ごみ処理券	申込の都度	100円から 900円	
生ごみ		有料指定ごみ袋 (生ごみ専用)	週2回 (農村地区 週1回)	1ℓにつき 2円	
資源 ごみ	プラスチック容器包装	中身の見える袋を使用	月3~4回	無料	
	ペットボトル・缶・びん	中身の見える袋を使用	月3~4回		
	紙パック	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	ダンボール	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	新聞ちらし・雑誌・本	ひもで縛るか 破れない袋を使用	月3~4回		
	蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	購入時の箱等利用するか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	電池	電池と表示し、 中身の見える袋を使用	月3~4回		

なお、処理手数料変更前の令和4年3月までの有料指定ごみ袋（燃やせるごみ用）については、差額シールを各容量に応じて貼付したときに限り、処理手数料変更後の令和4年4月からの有料指定ごみ袋（燃やせるごみ用）とみなす。

また、燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみ、収集しない大型ごみについては、土地又は建物の占有者によるごみ処理場への自己搬入も可。資源ごみについては、リサイクルセンターへの自己搬入も可。自己搬入又は許可業者へ依頼する場合は、市指定ごみ袋・ごみ処理券は使用せず、ごみ処理場で処理手数料 10kg につき 250 円を支払う。リサイクルセンターへ自己搬入する資源ごみの処理手数料は無料。

イ. 事業系ごみ

種類	処理手数料	収集方法等
燃 や せ る ご み	10kg につき 240 円	排出者自らが搬入する、または収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入。
燃 や せ な い ご み	10kg につき 380 円	
生 ご み	10kg につき 110 円	
資 源 物	10kg につき 120 円	

※処理手数料は税込み

ウ. し尿・浄化槽汚泥

種類	処理手数料	収集方法等
し 尿	10ℓにつき 65 円	申し込み制による戸別収集
浄 化 槽 汚 泥	許可業者へ支払い	許可業者へ自らが委託

※処理手数料は税込み

エ. ボランティア袋

種類	収集方法等
ボランティア袋	原則、ポイ捨てごみ用ボランティア袋については、廃棄物管理課、草木類専用ボランティア袋については、廃棄物管理課または建設部管理課に回収を依頼する。

(3) ごみ排出に伴う協力義務等

ア. 家庭ごみ

家庭からごみを排出する時は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・キケンごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源物（8 区分）に分別し、収集日の朝 8 時 30 分までに道路沿いの決まった場所に出す。

種類		排出時の協力義務等
燃	や せ る ご み	燃やせるごみに分別される物の中に含まれる金属等の不燃物は可能な限り除去する。
燃	や せ な い ご み	ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、危険防止の梱包を行う。
	キ ケ ン ご み	スプレー缶、卓上ガスボンベ及びライターは中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ・花火その他火が出る恐れのあるものについては、水に濡らし、「キケン」と表示する。
粗	大 ご み	申込時の受付番号をごみ処理券に記入し、粗大ごみの見えやすいところに処理券をはる。
生	ご み	一つ一つの生ごみを 15cm 未満に小さくし、水を切る。
資 源 物 ご み	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 包 装	中身を残さず、汚れを落とし、水を切る。
	パ ッ ト ボ ト ル ・ 缶 ・ び ん	汚れを落とし、水を切り、つぶさない。
	紙 パ ッ ク	汚れを落とし、たたむか開いたうえで、ひもでしばる。
	ダ ン ボ ー ル	たたんでひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	新 聞 (ち ら し)	新聞整理袋に入れるか、ひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	雑 誌 ・ 本	ひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	蛍 光 管 ・ L E D ・ 水 銀 使 用 廃 製 品	購入時の箱や筒に入れるか、中身の見える袋に入れる。割れている場合は紙で包んで中身の見える袋に入れる。
	電 池	リチウムイオン電池は端子部分を絶縁する。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴い排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理しなければならない。市内で発生した再使用・再資源化等ができない廃棄物に限り、減量化や分別を徹底し排出する。

種類	排出時の協力義務等
燃やせるごみ	1個当たりの大きさが最長辺 40 センチメートル未満（ロープ、紐にあっては、最長辺 200 センチメートル未満）にし、袋に入れる場合は中身の見える袋で1袋当たりの内容量が 60ℓ以下にする。
燃やせないごみ	最長辺を 200 cm 以下にする。
生ごみ	最長辺を 15 cm 未満にし、60ℓ以下の中身の見える袋に入れる。ただし、それにより難しい場合は、汚水等が飛散するおそれがないよう措置を講ずる。
資源物	汚れを落とし、袋に入れて廃棄する場合は、60ℓ以下の中身の見える袋に入れる。

ウ. 適正処理困難物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条に規定する市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物。

種類	処分方法等
廃ゴムタイヤ	タイヤ販売店、ガソリンスタンド等へ依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、コンディショナー等）	販売店舗へ引取りを依頼するか、専門業者へ依頼する。
廃消火器	専門業者へ依頼する。
廃自動車	販売店等へ依頼する。
廃原動機付自転車	販売店、公益社団法人自動車リサイクル促進センターへ依頼する。
廃船	一般社団法人日本マリン事業協会へ依頼する。
エンジンが付属するもの	販売店等へ依頼する。
太陽光等発電設備	販売店等へ依頼する。
パーソナルコンピュータ	製造業者又は一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ回収を申し込む。
庭石、土砂及び石	建設・土木・造園業者へ依頼する。
レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト	排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して民間の資源化施設へ搬入する。

工. 排出禁止物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する市が行う一般廃棄物の収集に際して排出を禁止する廃棄物。

種類	品目の例示	排出方法等
特別管理一般廃棄物	ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等1gにつき3ngを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物	専門業者に依頼する。
毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物	プロパンガスボンベ、灯油、エンジンオイル、バッテリー、農薬、有害物質を含む薬品、注射器及び注射針、汚物など	専門業者や販売店に依頼する。 注射器及び注射針はかかりつけの病院へ依頼する。 汚物はトイレに流す。
液状の物	食用油、塗料など	凝固、乾燥等により固形化させるか、布などに染み込ませて市の収集に排出する。
小型充電式電池		端子部分に絶縁の措置を講じ、市の収集に排出する。
適正処理困難物	ウに規定する物	ウに規定する処分方法による。
規則で定めるもの		
分別がされていないもの		分別し直して市の収集に排出する。
火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等		排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
最大の辺又は径が2メートルを超えるもの		分解、切断等の措置を講ずるか、排出者自らが運搬又は収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
体積が2立方メートルを超えるもの		
重量が80キログラムを超えるもの		
短辺の幅が1.5メートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ		
事業活動により生じたもの		事業系ごみとして排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。

(4) 処理施設の概要

ア. 中間処理施設

施設名	所在地	処理方法	処理能力	受入日・時間等
し尿処理場	中島松 460-1	一次処理 夾雑物除去	15kℓ/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・日曜日及び 12/31～1/3 は休業
焼却施設	中島松 461-1	焼却	56t/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
リサイクルセンター	島松沢 131-8	選別・ 圧縮梱包	11t/5h	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3 は休業
生ごみ処理施設	中島松 460-1	破碎選別	18 t /日	月～金曜日 8:45～16:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
破碎処理施設	盤尻 255-4 他	破碎・磁選	60 t /h	ごみ処理場内での前処理施設として設置

イ. 最終処分場

施設名	所在地	処理方法	構造等	受入日・時間等
ごみ処理場	盤尻 255-4 他	埋立	管理型 面積 20,500 m ² 容積 160,000 m ³ (R6.10 月現在残容量 69,657.5 m ³)	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3 は休業

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
リサイクルファクトリー(株)	0123-29-2030	恵庭市盤尻 44	第 1 号
(有)野田容器	0123-33-3570	恵庭市戸磯 76-23	第 2 号
嘉屋興業(株)	0123-33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 3 号
(有)恵庭清掃社	0123-34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 4 号
北海道建設サービス(株)	0123-32-0358	恵庭市黄金中央 2-3-10	第 6 号
(公社)恵庭市シルバー人材センター	0123-34-0311	恵庭市桜町 3-8-18	第 10 号
(有)荷興物流	0123-33-5525	恵庭市北柏木町 2-6-13	第 11 号
(株)恵庭クリーンサービス	0123-32-1122	恵庭市北柏木町 3-169-4	第 14 号

既存許可業者において、一般廃棄物の安定的な処理を確保できると考えられることから、原則新規許可は実施しておりません。

(6) 浄化槽清掃業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
(有)恵庭清掃社	0123-34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 1 号
嘉屋興業(株)	0123-33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 2 号

2. 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
がれき類 刈草	排出者・許可業者	許可業者	再資源化
木くず	排出者・許可業者	許可業者	再資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	種別	所在地	再資源化 対象物	処理能力	受入日・時間等
クリーン産業 株式会社	一般廃棄物 処分業許可	恵庭市盤尻 49 -1	木くず類、がれ き類、刈草	17.6 t/日 240 t/日	事業者毎に定め る
リサイクルフ ァクトリー 株式会社	一般廃棄物 処分業許可	恵庭市盤尻 44	木くず、 流木	20 t/h	事業者毎に定め る
株式会社 C&R	一般廃棄物 処分業許可	苫小牧市字静 川 5-4	流木、風倒木、 剪定木	40 t/h	事業者毎に定め る

3. 関係を有する市町村への搬出

(1) 処理方法

種類	収集・運搬主体	処理方法
食 品 残 渣	排出者・許可業者	再資源化
動 植 物 性 残 渣		
すきとり物	排出者・許可業者	再資源化
自然木		
動物の死骸	市・市、排出者・許可業者	焼却処理

(2) 処理施設の概要

施設名	所在地	対象物	処理能力
株式会社ばんけいリサイクルセンター 石狩事業所石狩生ゴミリサイクル工場 「衛生舎」	石狩市新港中央 2丁目 757-11	食品残渣、 動植物性残渣	10,000 t/年
リサイクルファクトリー株式会社	千歳市中央 690-42	すきとり物、 自然木	小型破碎機 48 t/8h 選別 720 t/8h 破碎 160 t/8h
千歳市小動物焼却処理場	千歳市美々758-1	動物の死骸 (小動物)	170kg/h
株式会社 H M エ ス パ ス	千歳市美々129-659	動物の死骸 (その他)	1 t/日
角山開発株式会社	江別市角山 69-9,10	動物の死骸 (その他)	42.67t/日

第3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策 (令和7年度の実施)

1. ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

NO	施策名称	具体的内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のため、各種紙・デジタル媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体、教育機関等を対象とした出前講座や施設見学を行い、ごみの減量や分別、処理に掛かる費用などに関する啓発を行います。 このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。
2	適切なごみ処理手数料の設定	「排出抑制、再資源化の促進」、「公平性の確保」、「市民や事業者の意識改革」等の観点から、適切なごみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取組	生ごみや資源物の分別収集・小型家電や古着・廃食油の回収等により、可能な限り資源化を実施します。また、資源物の民間回収拠点等の情報提供を行うとともに、ケミカルリサイクルによるボトル to ボトルの推進など、官民協働での資源化の取り組みを進めます。 また、集団資源回収登録団体への奨励金の単価増額や資源化に関する情報提供を通じ、集団資源回収の更なる活性化を図るとともに、地域の実情に応じた資源化の促進に努めます。
4	地域・事業者との連携	町内会、環境美化等推進員、教育機関、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。 特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。 また、事業者との処理委託契約書の締結や、製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取り組みを促進していきます。
5	分別意識向上のための SNS 等の活用	簡単に適正分別に取り組み、分別意識を向上することができるよう、SNS やアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知のほか、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

2. 効率的な収集運搬と適切な施設運営

NO	施策名称	具体的内容
1	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	ごみ処理施設の維持管理手法の検討と併せて、分別や収集ルート of 収集運搬体制について検討します。
2	焼却施設の適切な運営	長期包括的管理運営による利点を活かし、適切な維持管理を実施するとともに、不適物防止に向けた PR や実態調査を実施することで施設の安定稼働を図り、可燃物の適正処理を進め、最終処分量を縮減していきます。
3	ごみ処理に伴うエネルギー回収と有効利用	焼却施設における維持管理手法の見直しによる共通停止期間の短縮やごみの適正分別の周知により熱エネルギーやバイオガス発生量を安定的に確保し、下水道事業と連携した循環型処理システムの取組みを継続していきます。
4	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	長期的にごみ処理体制を確保するため、施設の再整備や運営手法の検討を進めていきます。

3. 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組

NO	施策名称	具体的内容
1	少子高齢化社会への対応	福祉関係者と連携した高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的にを行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換としてバイオマスプラスチックへの素材変更（ごみ袋）や、プラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえた廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムの取組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点から検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
4	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、グリーン購入などの取組を実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。

4. 食品ロス削減に関する取組

NO	施策名称	具体的内容
1	ドギーバッグの普及促進	飲食店などでの食べ残しを持ち帰るためのドギーバッグを市で作成し、試行的に導入します。市民と事業者の一体で食品ロス削減に取り組みます。
2	キャンペーンによる啓発	「食べきり運動」や「食品ロス」に関する取組みや成果の情報共有および情報発信を行います。
3	フードバンク・フードドライブ活動の周知	事業者や団体が実施するフードバンク活動やフードドライブ活動について、市はその概要や連絡先を公式ホームページで公開し、今後も支援します。
4	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会は、自治体を含む全国の組織で、情報提供や共同キャンペーンなどを通じて他都市と連携し、食品ロスの削減に取り組みます。
5	災害備蓄食品の有効活用	賞味期限が間近な災害備蓄食品は防災訓練などで使用するほか、食品ロス削減の普及啓発用として配布します。
6	食の循環や環境を意識した食育の推進	生産から消費まで食べ物の循環を理解するとともに、食品ロス削減を意識した食育を推進します。
7	「3010 運動」の推進	会食や宴会時での食べ残しを減らすために3010運動を推奨します。

